

質疑・回答書

No.	種別	質疑箇所	質 疑	回 答
1	B	募集要項 (4) 建設等について P.2	①施設を整備する土地・建物は原則法人所有。 ※借地も可。とありますが「建貸し」は可能でしょうか。	施設を整備する土地・建物は原則として法人所有のものとしており、土地については借地でも可能としております。したがって、今回の公募では、借地は可能ですが、建物が当該法人所有以外の場合は不可です。
2	A・B	介護老人福祉施設・認知症 対応型共同生活介護 共通	公募時の提出書類に事業所の平面図(床面積を記載したもの)とありますが、この時点で平面図の確定が難しく変更が充分予測されますが、提出後の変更は(基準は満たした上で)可能でしょうか?	事業所の平面図につきましては、やむを得ない事情などにより変更が必要な場合のみ、市と協議の上、変更可能です。
3	A・B	介護老人福祉施設・認知症 対応型共同生活介護 共通	現在、用地取得はできていませんが、それに代わる物として、譲渡確約書でよろしいでしょうか?	事業者選定後、確実に施設整備が行われるよう、その建設用地を確保していることが確認できる内容のものであれば可能です。
4	A・B	介護老人福祉施設・認知症 対応型共同生活介護 共通	今回3つの施設の種類の公募ですが、例えば複数(AとB)を応募する際の提出書類の中で共通するものについては、コピーもしくは割愛してもよろしいでしょうか?	審査は、それぞれの施設種類ごとに行うため、それぞれに必要な書類を提出してください。なお、共通する書類は写しでもかまいませんが、写しを添付していただく際には、原本証明をしてください。

質疑・回答書

No.	種別	質疑箇所	質 疑	回 答
5	A・B	介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護 共通	法人代表者の納税証明書が必要とありますが、代表者が柏原市外の居住の場合におきましても居住地の納税証明書は必要でしょうか？	法人及び代表者が、本市に対して、滞納等をしていないことを確認するための証明として、本市の市税等の納税証明書の提出を求めています。他市に居住され、本市に納税義務のない場合は必要ありません。
6	A・B	介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護 共通	開設に伴う地元への説明及び経緯書ですが、事業者選定後でもよろしいでしょうか？	地元、周辺理解を得ていただくことは円滑な開設をすすめるために、また、事業運営にあたって連携を図るためにも重要な事項であると考えております。事前に説明会等を開催していただき、理解や同意を得られるよう努めていただく必要があります。 なお、周辺住民の理解・同意を得ていることを事業者の選定基準の評価項目としております。
7	B	募集要項 P2①および P4 (3) ①	土地・建物は原則所有で例外として借地も可能との事ですが、借家（建物賃貸借）での検討は可能でしょうか。	1 番に同じ
8	B	募集要項 P1②	応募種類 B・C について、B・C 併設の場合の加点はありますか。	「地域密着型サービス事業者選定基準」の選定項目 26 番、「より質の高いサービス提供が期待できる。」にて評価する予定です。

質疑・回答書

No.	種別	質疑箇所	質 疑	回 答
9	B	募集要項 P511 番	管理者について現時点で未定の場合は、未定と記載すればいいのでしょうか。もしくは運営会社で要件を満たした者を記載した方が良いでしょうか。	現時点で管理者が未定の場合、予定者がいる場合は予定者を、予定者がいない場合は未定として提出していただき、決定後に報告願います。
10	B	整備数	「9床×2ユニット」とのことですが1ユニットのみの応募はできないのですか	今回の公募では、市内全域で1ヶ所、9床×2ユニットの施設を整備する予定です。1ユニットのみの応募はできません。
11	B	募集要項 (4) 建設等について P.2	①施設を整備する土地・建物は原則法人所有。 ※借地も可。とありますが土地オーナーによる「建貸し」は可能でしょうか。	1番に同じ